

介護保険制度

改正点をお知らせします！

①平成27年度からの介護保険料が一部改正になりました

平成27年4月からの介護保険料については、市報4月号でもお知らせしましたが、公費負担により低所得者の介護保険料を引き下げ、第1段階の介護保険料のみ、次のとおり変更しました。

旧：29,160円（年額）
新：25,920円（年額）

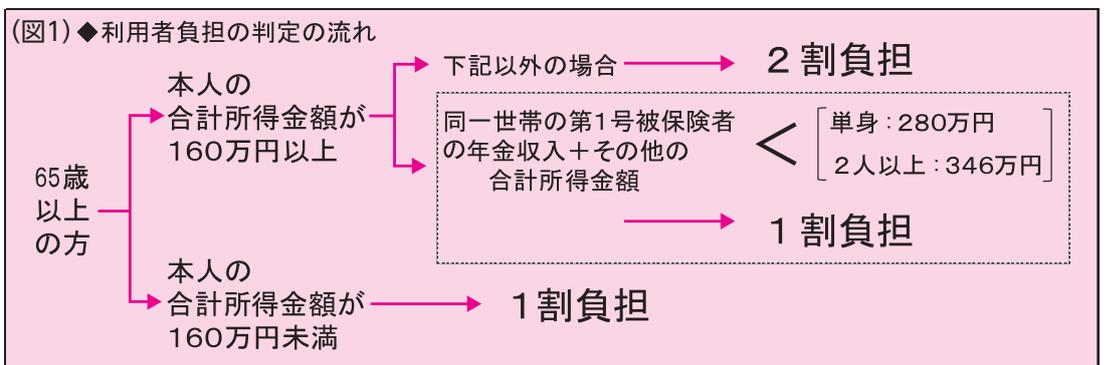
②～⑥今年8月からの変更点

②一定以上の所得のある方は、利用者負担が2割になります

介護サービスを利用する時の利用者本人分負担割合は、これまで所得にかかわらず1割でしたが、一定以上の所得がある方には、2割を負担していただくこととなります。（図1）

これに伴い、要支援・要介護認定を受けた方全員に、利用者負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」を交付します。

この負担割合証を介護保険被保



※合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、人的控除や社会保険料控除等を控除する前の所得金額をいいます。

険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

なお、有効期間は8月1日から翌年7月末日とし、毎年7月下旬までに新しいものを交付します。

| 介護保険負担割合証 | |
|------------------|---------------------------|
| 交付年月日 | |
| 番号 | |
| 住所 | |
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | |
| 利用者の別 | 利用期間 |
| 開始年月日 | 終了年月日 |
| 別 | 開始年月日 |
| 別 | 終了年月日 |
| 保険者番号並びに保険者名称及び印 | 秩父市 電話 0494-22-2211(代) |

③特養の多床室に入所する住民税課税世帯の方の部屋代が変わります

特別養護老人ホームの多床室（相部屋）に入所する方（ショートステイ利用者を含む）のうち、住民税課税世帯の方は、8月から室料相当の額をご負担いただくこととなります。（これまでは、多床室の部屋代のうち光熱水費のみ入所者の方にご負担いただいていた。）
具体的な部屋代については、施設と入所者の方の契約事項となるので、個別に各施設へお問い合わせください。

④低所得の施設利用者の居住費・食費の軽減（負担限度額）について、適用条件が変わります

今年7月まで、この制度が適用になるのは世帯全員が住民税非課税の方だけでしたが、8月からは、世帯が別であっても配偶者が住民

居住費・食費の負担限度額

| 該当要件 | 負担額 | 軽減後の居住費〈日額〉 | | | 軽減後の食費〈日額〉 |
|--|----------------------------|-------------|-------------------|------|------------|
| | | ユニット型個室 | ユニット型準個室 従来型個室 | 多床室 | |
| ① 世帯全員が住民税非課税 別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税 | 高齢福祉年金受給者 生活保護の受給者等 | 820円 | 490円 ※(320円) | 0円 | 300円 |
| ② 預貯金等の資産合計が、単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下 | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 820円 | 490円 ※(420円) | 370円 | 390円 |
| ③ | 上記②に該当しない方 | 1,310円 | 1,310円 ※(820円) | 370円 | 650円 |

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額

税課税である場合には、この制度の適用を受けられなくなります。（夫婦の一方が施設入所のため世帯を離れても、元の世帯にいる配偶者が課税である場合には適用を受けられません。）

利用者負担の上限（1か月）

| | |
|--|--------------------------|
| ●現役並み所得者（新設） 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方 | 世帯：44,400円 |
| ●一般世帯 | 世帯：37,200円 |
| ●住民税非課税世帯 | 世帯：24,600円 |
| ○合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ○老齢福祉年金の受給者 | 個人：15,000円 |
| ●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合 | 個人：15,000円 世帯：15,000円 |

また、住民税非課税であっても、預貯金が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合にもこの制度の適用を受けられません。申請の際に、申請書に預貯金額を記入し、通帳等の写しを添付していただくとともに、所得・資産について、市が各機関へ照会することに同意する「同意書」を提出していただくこととなります。

なお、さらに28年7月からは、遺族年金・障害年金といった非課

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額

(年額/8月～翌年7月)

| 所得（基礎控除後の総所得金額等） | 70歳未満の方 | |
|------------------|-----------------|----------|
| | 平成26年8月～平成27年7月 | 平成27年8月～ |
| 901万円超 | 176万円 | 212万円 |
| 600万円超901万円以下 | 135万円 | 141万円 |
| 210万円超600万円以下 | 67万円 | 67万円 |
| 210万円以下 | 63万円 | 60万円 |
| 住民税非課税世帯 | 34万円 | 34万円 |

税年金の額も、所得の一部として判定に使われることとなります。

⑤ 高額介護サービス費に新しく上限額が設定されます

1か月に支払った利用者負担の合計が一定額を超えると、超えた分が「高額介護サービス費」として支払われますが、現役並みの所得相当の方がいる世帯の方の負担限度額が引き上げられます。（左上表）

「現役並み所得者」とは、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、収入が単身



手話で障がい者を支援する仲間を募集します



聴覚や音声、言語機能に障がいのある方の社会参加を支援する、手話奉仕員の養成講座を開催します。

とき 8月31日～平成28年3月10日のおおむね毎週月、木曜日午後7時～9時(初回および最終回は午後6時30分～)(全46回)

ところ 歴史文化伝承館1階研修室ほか

内容 入門編(名前を紹介しよう、趣味について話しましょう、ほか)、基礎編(表情豊かに具体的に、主語をわかりやすく、繰り返しの表現、ほか)

※カリキュラム日程や内容など、詳しくはお問い合わせください。

対象者 秩父郡市に居住または通勤・通学(中学生以上)する者

定員 40人

参加費 無料

申 8月7日(金)までに障がい者福祉課へ

問 障がい者福祉課 ☎ 27-7331

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082 大滝 ☎ 55-0865

荒川 ☎ 54-2116

で383万円以上、2人以上で520万円以上の方をいいます。「課税所得」とは、合計所得金額から人的控除や社会保険料控除などの各種控除合計額を差し引いた後の金額です。

⑥ 高額医療・高額介護合算制度の限度額、一部の方が変わります

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担(それぞれサービスの限度額適用後の自己負担)が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が変更されます(70歳未満の方のみ)。

⑦ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

市民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況等を勘案し生計が特に困難と判断される方に対し、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。

申 印鑑、医療保険の被保険者証、世帯全員の収入および預貯金等の金額がわかるもの(通帳等)を持参し左記窓口へ申請してください。

問 高齢者介護課 ☎ 25-5205

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0865

荒川 ☎ 54-2116

